

メイコーグループ グリーン調達基準書 (第5版)



2025年7月22日



株式会社メイコー

〔目次〕

1. 目的
2. 適用範囲
3. 当社のグリーン調達に関する基本的な考え方
4. お取引先様へのお願い事項
 4. 1 環境マネジメントシステムの構築
 4. 2 製品含有化学物質の管理と環境負荷物質の削減
 4. 2. 1 環境影響化学物質の管理
 4. 2. 2 お取引先様から提出いただく資料
5. 環境マネジメントシステムの構築と運用に関する実施要求事項
 5. 1 組織の役割、責任および権限の明確化
 5. 2 方針・目標およびそれを達成するための計画策定
 5. 3 環境教育・訓練
 5. 4 文書および記録の管理
 5. 5 運用管理
 5. 5. 1 製品含有化学物質管理基準の策定
 5. 5. 2 設計・開発における製品含有化学物質管理
 5. 5. 3 外部から提供される製品の管理
 5. 5. 3. 1 製品含有化学物質情報の入手および確認
 5. 5. 3. 2 供給者における製品含有化学物質の管理状況の確認
 5. 5. 3. 3 受入れ時における製品含有化学物質管理
 5. 5. 3. 4 外部委託先における製品含有化学物質の管理状況の確認
 5. 5. 4 製造および保管における製品含有化学物質管理
 5. 5. 4. 1 製造工程における管理
 5. 5. 4. 2 誤使用および汚染の防止
 5. 5. 5 トレーサビリティ
 5. 5. 6 変更管理
 5. 5. 7 製品の引渡しにおける管理
 5. 5. 8 不適合品発生時における対応
6. 実施状況の評価および改善

【用語の定義】

1. 目的

メイコーグループ（以下「当社」と記す）は、安全で地球環境に環境負荷を与えない製品の提供かつ環境法令の順守、顧客のグリーン調達基準を満たす管理、製品含有化学物質情報を提供するために、グリーン調達に関する考え方および基準、お取引先様への依頼事項、評価と対応を本基準書にまとめました。

2. 適用範囲

本基準は、当社の製品に関わる全ての原材料、副資材、部品、消耗品（マーキングマジックなどの文房具全般を含む）、当社製品を梱包・包装および輸送する際に使用する梱包・包装材（梱包・包装に使用する補材を含む）に適用します。

輸送業者または納入業者の管理下にあるもの（通函、送り状など）および当社の納入拠点で廃棄されることが明確で、当社と合意されている包装材に関しては、適用除外とします。

また、当社から製造委託（基板製造の一部工程、全工程）する取引先様におかれましても、本基準を適用します。

3. 当社のグリーン調達に関する基本的な考え方

当社は、地球温暖化の防止、資源の循環利用、生態系の汚染防止環境負荷を軽減して、環境保全、環境保護することが最重要課題であると考え、事業活動が環境に与える影響を、十分に把握し、汚染の未然防止と環境負荷の低減に努める行動をしております。

つきましては、環境法規則・規範を順守し、環境負荷低減に取り組み、環境マネジメントシステムが構築されている取引先様から、指定する禁止物質を使用せず、環境負荷低減に配慮したものを優先的に調達します。お取引先様におかれましては、本基準書に基づく、環境マネジメントシステムと製品含有化学物質管理システムを構築・維持するための活動をお願いします。

当社は、取引先様の新規契約の際、取引様の環境マネジメントシステムと製品含有化学物質管理システムの実施状況を「監査チェックシート」を用いた評価および実地監査を行います。また、それらが維持されていることを定期的に評価（必要に応じて実地監査）しますので、ご対応の程、お願いします。

※環境負荷低減とは、GHG（温室効果ガス）の低減、環境負荷物質の削減など地球環境に与える負の影響を低減すること。

環 境 方 針

環境基本方針

当社は「かけがえのない地球」を「きれいな水と大気と緑の環境」の状態の後世に残すことを最大の責務と考え、事業活動と地球環境の調和を図り、「環境に優しい事業活動」を推進する。

(株)メイコー環境行動指針

当社は、電子回路基板、メタルマスク及び電子機器の設計、開発及び製造の事業活動を行っており、その事業活動に対して地球温暖化の防止、資源の循環利用、生態系の汚染防止など、環境負荷を軽減して環境保全、環境保護することが最重要課題であると考える。

私たちは、環境基本方針に則り、事業活動が環境に与える影響を十分に把握し、汚染の未然防止と環境負荷の低減に努め、次のとおり行動する。

1. 環境保全活動推進のための組織を整備し、環境マネジメントシステムの構築、見直しを行い、環境影響に対し適切な運営を行い、継続的に改善する。
2. 省資源、省エネ、廃棄物の削減、及びリサイクルの推進を図り、環境保全に貢献する。
3. 製品含有化学物質を適正に管理し、製品に有害化学物質が含まれないようにする。
4. 生産工程における化学物質の適正な管理を実施し、使用量の削減と環境負荷の低減に努める。
5. 環境汚染物質を的確に把握し、汚染予防を推進する。
6. 環境関連の法律、規則、条例及びその他の要求事項を遵守する。
7. 環境目的、目標を定め環境保全、環境保護活動の実施と見直しをする。
8. 全従業員が高い意識を持って環境保全、環境保護に取り組めるよう、教育、指導を行う。
9. この環境方針は文書化し、全従業員に周知すると共に、一般にも公開する。

2017年10月19日

代表取締役社長
名 屋 佑 一 郎

株式会社メイコー

4. お取引先様へのお願い事項

4. 1 環境マネジメントシステムの構築

環境負荷の低減は、企業活動すべてにおいて関わることであり、お取引先様には、ISO14001または、同等の第三者認証取得を基本とした「環境マネジメントシステム」の構築をお願いいたします。

すでに構築済みのお取引先様におかれましては、運用の維持・レベルアップ、更新をお願いいたします。なお、未だ第三者認証を取得されていないお取引先様は、ISO14001要求規格に基づく仕組みを構築していただき、第三者認証取得に向けた努力をお願いいたします。

また、環境マネジメント推進の際には、ライフサイクル全体の考慮をお願いいたします。

4. 2 製品含有化学物質の管理と環境負荷物質の低減

製品含有化学物質については、各国で法制化が進んでおり、その影響はますます大きくなるばかりです。特に自動車に関して欧州では、廃車時のリサイクル率や環境負荷物質の使用禁止に関する法律が発効されています。また、欧州REACH規則では、成型品に使用される環境負荷物質の情報開示義務が定められるなど、製品含有化学物質の厳密な管理が要求されています。

当社では、このような動きの中、製品含有化学物質の管理強化と環境負荷物質の使用禁止と低減を進めております。

お取引先様におかれましては、製品含有化学物質を管理、低減するためのしくみを構築し、適切な運用と順守をお願いいたします。

4. 2. 1 環境影響化学物質の管理

当社に納入する製品（製造委託加工の場合、製品を構成する原材料）について、含有化学物質の調査をお願いいたします。また、RoHS 指令の規制対象物質に関する分析を、1回／年実施するようにお願いいたします。

1) 禁止物質

意図的な使用がなく、含有基準が定められている場合は、不純物が規制値未満であることを順守してください。なお、塩化コバルトは規制対象外ですが、顧客要求による乾燥剤（シリカゲルなど）・湿度インジケータの使用用途に特定し、意図的な使用は禁止です。

添付： A表-調達禁止化学物質リスト

2) 管理物質

意図的な使用の制限はしませんが、法規制および顧客要求による含有量の把握が必要となります。なお、SVHC 候補物質のリストは、ECHA（欧州化学品庁）ウェブサイトにて、最新版の確認をして管理してください。

添付： B表-調達管理化学物質リスト

添付： C表-SVHC調査対象物質リスト

<参照先>

a. EU REACH規則の認可対象候補物質リスト(Candidate List)の掲載物質

ECHA ウェブサイト (URL) : <https://echa.europa.eu/>

b. アーティクルマネジメント推進協議会 (JAMP) 発行のchemSHERPA管理対象物質

JAMPウェブサイト (URL) : <https://chemsherpa.net/>

4. 2. 2 お取引先様からご提出いただく資料

当社より、製品含有化学物質データおよび資料のご提出を依頼したときは、速やかにご提出をお願いします。提出後、新たに含有を把握した場合は、巻末の問い合わせ先へ、必ずご連絡ください。

また、調査フォーマットやツールについては、当社グループ拠点により異なる場合がありますので、各拠点の指示に従ってください。

法規制への対応や、当社顧客要求に基づき、下記提出資料以外の追加提出をお願いすることがあります。

【提出資料】

提出資料名	提出形態	提出時期
◆納入品に関する化学物質の不使用保証書	電子データ 当社の指定書式（別紙1）	1.新規採用時 2.記載内容に変更が生じたとき 3.候補物質が追加されたとき
◆SVHC含有調査票 ※必要要件が合っていれば、貴社のフォーマットでも可	電子データ 当社の指定書式（別紙2）	1.新規採用時 2.記載内容に変更が生じたとき 3.候補物質が追加されたとき
◆成分表 ※IMDS,JAPIA,chemSHERPAによる提出でも可(但し、使用用途を明記する)	電子データ 当社の指定書式（別紙3）	1.新規採用時 2.記載内容に変更が生じたとき 3.候補物質が追加されたとき
◆分析機関発行の分析結果報告書 ・構成する全ての均質部位ごとの分析結果 ・RoHS指令の規制対象物質に対する分析、 ハロゲフリー材に含有する物質の分析	電子データ 当社の指定書式無し 英文で提出	1.新規採用時 2.記載内容に変更が生じたとき 3.候補物質が追加されたとき 4.分析日より1年間を有効期限としますので、有効期限が切れる前
◆分析機関のISO/IEC17025認証証	電子データ	1.認証証の有効期限が過ぎたとき
◆安全データシート SDS	電子データ	1.新規採用時 2.記載内容に変更が生じたとき

1) 納入品に関する化学物質の不使用保証書

当社の環境要求事項（A表-調達禁止化学物質リスト、B表-調達管理化学物質リスト参照）を保証していただく書類です。

リストの化学物質が規制値未満でも含有している場合、含有率、用途を記入してください。

2) SVHC含有調査票

当社の環境要求事項（C表-SVHC調査対象物質リスト）のSVHC含有状況を確認する書類です。

REACH 規則では、0.1%を超える濃度のSVHC 候補物質を含有する化学品および成形品をEU 域内へ供給する際、供給者はEU 域内の顧客に対し、SVHC 候補物質の含有に関する情報伝達を義務付けています。

当社へ納入する製品へのSVHC 候補物質の意図的使用、不純物に関わらず、含有量が0.1%以下であっても、含有が既知の場合は「別紙2 SVHC含有調査票」に記入してください。

3) 成分表

当社に納入する製品（製造委託加工の場合、製品を構成する原材料）の成分情報を記入していただく書類です。成分については100%の開示をお願い致します。

4) 分析機関発行の分析結果報告書

分析結果報告書は、分析機関が発行する分析結果の報告書です。

報告書は、原則として英文で、分析機関発行の原本ではなくコピーでの提出も可能。コピーの場合は分析報告書の全てのページをカラースキャンしたPDFファイルをご提出ください。また、測定日から1年以内のものをご提出ください。

ご提出いただいた分析結果報告書は、その写しを当社の顧客等に提出する場合があります。分析結果報告書には、次の項目が記載されていることが必要です。

- a. 測定した材料名、材料の型名
- b. 測定日、測定者名、測定責任者名
- c. 分析機関名（ISO/IEC17025認証を取得している機関）
- d. 測定方法（『IEC62321』に準拠している旨を記載した上で、使用した前処理および測定方法を記載する）
- e. 測定結果（検出値または検出下限値未満であることを記載する。N.Dの時は、検出下限値も記載する）
- f. 検出下限値（使用した分析方法における対象物質の測定の検出下限値（単位：ppm）を記載する）
- g. 前処理と測定のプロフローチャート（測定材料がプラスチック（ゴム含む）、塗料、インクの場合は、「完全溶解」と記載が必要）
- h. 測定試料の写真

分析は、以下の検出下限値を満たす高度分析（ICP、AAS など）を実施してください。簡易分析（蛍光X線分析）および六価クロムのSPOT-TEST法による『分析結果報告書』は、受領できませんので注意してください。

検出下限値の当社要求基準(当社顧客からの要求含む)は、下記の通りです。

分析対象物質	検出下限の当社要求基準
鉛	10ppm未満
水銀	5ppm未満
カドミウム	5ppm未満
六価クロム（または総クロム）	10ppm未満
PBB・PBDE	10ppm未満 ^{*1}
DEHP・BBP・DBP・DIBP	50ppm未満
臭素・塩素	50ppm未満
アンチモン	20ppm未満

*1 PBBおよびPBDEの測定結果について、Mono～Decaまでのうち、複数の物質で検出下限値を超えて検出された場合は、その検出値を合算して記入する。

検出下限値は、Mono～Decaまでを合算しないこと。Mono～Decaが全て検出下限値を超えて検出されない場合は、Mono～Decaにおいて最大の検出下限値を記入する。

5) 分析機関のISO/IEC17025認証証

分析をおこなう組織・機関は、信頼性のある分析結果を得るため、第三者認証機関によるISO/IEC17025認証を受けている組織・機関で行ってください。また、認証範囲に分析対象物および対象物質が必ず含まれるようにしてください。

6) 安全データシート SDS

供給者から入手した時に次の事項(JIS Z 7250)に準拠していることを確認してください。

- a. 製品および会社情報（製品名、SDSを提供する事業者名称、住所、担当者連絡先など）
- b. 危険有害性の要約
- c. 組成および成分情報（含有する対象化学物質の名称、CAS番号など）
- d. 応急措置
- e. 火災時の措置
- f. 漏出時の措置
- g. 取扱いおよび保管上の注意
- h. 暴露防止および保護措置
- i. 物理的および化学的性質
- j. 安定性および反応性
- k. 有害性情報
- l. 環境影響情報
- m. 廃棄上の注意
- n. 輸送上の注意
- o. 適用法令
- p. 上記事項のほか、SDSを提供する事業者が必要と認める事項

4. 3 各種環境への取り組み

- 1) 温室効果ガス排出量を削減する製品・サービスの開発や拠点および物流における温室効果ガス排出量の削減をお願いします。
- 2) 環境法令・規則・条例の順守は環境活動の最重要項目と考えております。お取引先様におかれましても、環境に関する法規制の順守をお願いします。
- 3) 再生材活用促進のために、当社へ納入する際は、容器や梱包材など再生材を使用した納入にご協力をお願いします。また、適正処理・リサイクルを考慮した素材や製品の開発をお願いします。
- 4) 環境への取り組みにおいては、要求事項を満たすために必要なプロセスを確立し、実施してください。また、取り組みは、環境側面、順守義務、並びに外部・内部の課題および要求事項に関連するリスクと機会を決定してください。
 - a. 環境側面：ライフサイクルの視点を考慮し、組織の活動、製品およびサービスについて、管理できる環境側面および組織が影響を及ぼすことができる環境側面、並びにそれらに伴う環境影響を決定する。また、設定した基準を用いて、著しい環境影響を与える又は与える可能性のある側面を決定する。（有害か有益かを問わない）
 - b. 順守義務：組織は、環境側面に関する順守事項を決定する。
組織が順守しなければならない法的要求事項および組織が順守しなければならない又は順守することを選んだ要求事項（適用される法律および規制のような強制的な要求事項だけでなく、組織および業界の標準、契約関係、行動規約、その他自発的なコミットメントから生じる場合もある）

5. 環境マネジメントシステムの構築と運用に関する実施要求事項

「4. お取引先様へのお願い事項」におきまして、環境マネジメントシステムの構築および製品含有化学物質の管理と環境負荷物質の削減をお願いしておりますが、下記項目の内容を参考に取り組みをお願いします。

また、アーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）より発行された「製品含有化学物質管理ガイドライン」をご参照ください。

<参照先>

<https://chemsherpa.net/docs/guidelines>

5. 1 組織の役割、責任および権限の明確化

- 1) 方針に基づく目標、計画を達成するため、環境管理責任者を任命してください。
- 2) 環境マネジメントを実施するにあたり、担当部門、責任者、担当者を明確にし、その責任、権限を定めてください。

5. 2 方針・目標およびそれを達成するための計画策定

- 1) 経営層により承認された環境方針を制定してください。
- 2) 製品含有化学物質管理について目標を設定して、その目標を達成するための計画を策定してください。必要に応じて、目標および実施計画の見直しをしてください。
- 3) 適用される環境関連法令・法規・条例を明確にしてください。

5. 3 環境の教育・訓練

- 1) 設計・開発、購買、製造および引渡しにおいて、製品含有化学物質管理に携わる者に必要な力量を明確にしてください。
- 2) 教育・訓練または、経験に基づいて、製品含有化学物質管理に携わる者が力量を備えていることを確実にしてください。また、定期的に確認してください。
- 3) 環境法令・法規に関する教育、緊急時訓練をしてください。

5. 4 文書化した情報（文書および記録）の管理

- 1) 製品含有化学物質管理の有効性のために必要と定めた文書・記録を保管してください。
- 2) 文書および記録は、エビデンスとして当社からの提出要請があった場合、速やかに提出できるように保管してください。
- 3) 当社が配付した文書は、当社の承諾がない限り、第三者に開示、漏えい、使用することが無いように管理をしてください。

なお、商社様の2次取引先様または外注先様への配付が必要な場合は、当社までお申し出ください。

5. 5 運用管理

5. 5. 1 製品含有化学物質管理基準の策定

- 1) お取引先様に適用される法規制の要求事項、利害関係者のニーズ・期待および自社で必要とみなすものに関して、製品含有化学物質管理基準に定めて文書化してください。
- 2) 当社が要求する「A表-調達禁止化学物質リスト」、「B表-調達管理化学物質リスト」、「C表-SVHC調査対象物質リスト」最新版の内容を管理基準に反映してください。

5. 5. 2 設計・開発における製品含有化学物質管理

製品含有化学物質管理基準を満たす製品を実現させるために、関連する必要な法規制を確認し、製品含有化学物質の管理方法・基準を定めてください。また、更新してください。

- 1) 製品を構成する原材料および副資材・部品・消耗品の製品含有化学物質が管理基準を満たすものを選定し、必要な情報を入手し、確認するようにしてください。
- 2) 製造された製品が管理基準を満足する製造工程を設計してください。
工程における含有化学物質の濃度や成分の変化および汚染の防止を考慮してください。
- 3) 引き渡す製品が製品含有化学物質管理基準を満足することを確認するようにしてください。

5. 5. 3 外部から提供される製品の管理

5. 5. 3. 1 製品含有化学物質情報の入手および確認

- 1) 外部から提供される製品について、製品含有化学物質情報の入手および確認結果に対する処置を規定してください。
- 2) 供給者に製品含有化学物質に関わる管理基準を提示し、製品含有化学物質情報を入手してください。
 - a. 供給者が管理基準を満足していることを宣言した書類（書式自由）
 - b. 成分表（またはIMDS,JAPIA,chemSHERPA）
 - c. 分析機関発行の分析結果報告書
- 3) 入手した製品含有化学物質情報が管理基準を満たしていることを確認し、その結果を記録として保管してください。
- 4) 製品含有化学物質情報の入手および確認は、製造開始までに完了してください。

5. 5. 3. 2 供給者における製品含有化学物質の管理状況の確認

- 1) 供給者における製品含有化学物質の管理状況の確認結果に対する処置を規定してください。
- 2) 供給者を選定する際に、製品含有化学物質の管理状況を確認し、その結果を記録として保管してください。
取引を継続する場合においても、製品含有化学物質管理基準を満たすことを必要に応じて再確認し、その結果を記録として保管してください。
- 3) 既存の供給者については、製品含有化学物質の管理が維持されていることを最低一回／年の評価をしてください。
- 4) 供給者（一次サプライヤー）に二次サプライヤーがいる場合、二次サプライヤーの評価をさせてください。

5. 5. 3. 3 受入れ時における製品含有化学物質管理

- 1) 受入れ時における購入製品の確認結果に対する処置を規定してください。
- 2) 受入れ時に、購入製品が製品含有化学物質に関わる管理基準を満たしていることを確認し、その結果を記録として保管してください。

5. 5. 3. 4 外部委託先における製品含有化学物質の管理状況の確認
- 1) 製品の設計・開発、製造などのプロセスを外部へ委託する場合、製品含有化学物質管理基準を順守できるように、外部委託先の製品含有化学物質の管理状況を確認し、その結果を記録として保管してください。
 - 2) 外部委託先においても、購入製品が製品含有化学物質に関わる管理基準を満たしていることを管理するように伝達してください。
5. 5. 4 製造および保管における製品含有化学物質管理
5. 5. 4. 1 製造工程における管理
- 1) 製造工程における製品含有化学物質に関わる管理基準を定めて、使用禁止等の基準に対する適合状況の判定をおこなってください。また、その記録を保管してください。
5. 5. 4. 2 誤使用および汚染の防止
- 1) 製品含有化学物質管理基準で対象とした化学物質を含有する部品、材料（環境管理物質の管理物質の含有が未確認の部品、材料を含む）について、誤使用・混入・混在・汚染の防止策を実施してください。
 - a. 部品・材料置き場（副資材、包装用材料含む）、仕掛品置き場、出荷用倉庫における製品置き場での区分、表示をしてください。
 - b. 製造工程の設備、治工具、作業机、棚、台車、箱など、非含有品との直接の接触を避けてください。また、非含有品との直接の接触を避けたため、専用ライン、専用工具にすることが本来は望ましいのですが、同じものを使用する場合には、清掃基準を定めて管理してください。
5. 5. 5 トレーサビリティ
- 1) 製品含有化学物質管理情報を把握し、その情報を速やかに利用、開示および伝達できるように、製品含有化学物質管理情報のトレーサビリティを確実にしてください。
 - 2) 製品含有化学物質管理情報を管理する方法を規定して、実施してください。
5. 5. 6 変更管理
- 変更管理は、当社発行の「取引先様のための品質管理基準書_文書番号：MPQS」の1 2. 変更点・4M変化点管理 2. 1 変更管理に記載されている内容が対象になります。
- また、これには、商社、二次サプライヤーの変更も含まれます。
- 当社より「取引先様のための品質管理基準書_文書番号：MPQS」が配付されていない場合は、申し訳ございませんが、最終ページのお問合せ先までご連絡をお願いします。
- 1) 変更がある場合、変更前に製品含有化学物質管理基準によるレビューをしてください。
 - 2) 製品含有化学物質管理基準で対象とした化学物質に影響を及ぼす可能性のある変更の場合、当社へ事前に連絡し、当社の承認を得てから変更を実施するようにしてください。
- 当社の承認を得る際には、「グリーン調達資料」の提出をお願いする場合があります。
- ※グリーン調達資料：4. 2. 2項の製品含有化学物質データの提出依頼をご参照ください。
- 3) お取引先様の組織や管理体制に変更が生じる場合も、速やかにご連絡をください。

5. 5. 7 製品の引渡しにおける管理

- 1) 製品の引渡しにおいては、製品含有化学物質管理基準を満たすことを確認してください。また、製品含有化学物質管理基準への適合の証拠、引渡しを許可した人がわかる記録を保管してください。
- 2) 製品倉庫において、誤出荷や汚染のないように管理してください。
- 3) 製品含有化学物質管理基準で対象とした法規制・業界基準、不適合、顧客からのフィードバックなどを踏まえ、製品の引渡し後の対応方法を明確にし、実施してください。
- 4) 当社から不具合発生の連絡を受けた場合、当社の購買部門あるいは品質保証部門と連携をとり、直ちに処置をしてください。（クレーム処置としての対応をお願いします）

5. 5. 8 不適合品発生時における対応

- 1) 製品含有化学物質に関わる不適合品発生時における組織内部、供給者、外部委託先および顧客への速やかな連絡、並びに応急処置の方法を定めて文書化してください。
- 2) 応急処置の後、原因を特定し必要な処置を決定して、再発防止を行ってください。再発防止は、真因まで特定し、しくみの不備まで改善してください。
- 3) 発生を未然に防止するための予防処置を講じてください。
- 4) 不適合品発生時の対応記録を保管してください。
- 5) 不適合品の波及ロットが既に当社に納入されているおそれがある場合、その状況を速やかに当社購買部門に報告し、その処置方法の指示を受け、処置をしてください。
- 6) 不適合品の流出を防止するため、識別を行い保管場所を区分するなど、良品への混入を防止する処置をしてください。
 - a. 不具合品および異常品を隔離できる置き場を設置する。
 - b. 不具合品および異常品は識別表示をする。

6. 実施状況の評価および改善

- 1) 環境パフォーマンスおよび環境マネジメントシステムについて、あらかじめ定めた間隔で有効性を評価してください。
 - a. 苦情を含む、利害関係者からの関連するコミュニケーション
 - b. 目標が達成された程度
 - c. 製品の製品含有化学物質管理基準への適合
 - d. 順守義務を満たしていること
 - e. 不適合および是正処置
 - f. パフォーマンス評価の結果
 - g. 供給者・外部委託先のパフォーマンス
- 2) 是正処置が必要な事項は、是正処置を実施し、その結果を記録して保管してください。
- 3) 経営者は、評価結果および是正処置の結果をレビューしてください。

【用語の定義】

- 1) サプライヤー：部品・材料を納入する法人
直接にお取引をするメーカーおよび商社を第1次サプライヤーとし、それ以降を第2次サプライヤー（外注・原材料メーカー）となり、原材料までさかのぼるまで、n次サプライヤーとする
- 2) 製品：本基準書では「サプライヤー、製造委託会社が出荷するもの」とする
例えば、当社へ納品する原材料・副資材・部品・消耗品（マーキングマジックなどの文房具全般）、当社製品を梱包・包装および輸送する際に使用する梱包・包装材、当社からの製造委託加工で使用する原材料・副資材・部品・消耗品および梱包・包装材 など
- 3) 化学物質：天然に存在するまたは任意の製造過程において得られる元素およびその化合物
注記 1 例：酸化鉛、塩化ニッケル、ベンゼンなど
注記 2 多量のデータ処理を想定すると、CAS 番号による整理が効率的と考えられる
ただし、CAS 番号と化学物質の対応は必ずしも一対一ではなく、場合によって一対多、多対一であり、極端な場合は多対多の対応となるので注意が必要である
- 4) 成形品：製造中に与えられた特定の形状、外見またはデザインが、その化学組成の果たす機能よりも、最終使用の機能を大きく決定づけているもの
成形品の例として、金属の板材、歯車、集積回路、電気製品、輸送機器などがある
- 5) 不適合品：禁止物質を含有している部品・材料・製品をいう
- 6) 取引先様の評価：取引先様が正しく製品に含有する化学物質を管理しているかを確認するために、監査や調査シートなどを用いて評価をする
- 7) 含有：資材に物質が存在するすべての場合を指す
 - a. 物質が意図的に使用され、資材に存在する状態
 - b. 物質が不純物として資材に存在する状態
 - c. 製造工程で使用された物質が、資材に残留または付着した状態
 - d. 他の製造工程や材料などから、物質が意図せず資材に混入または付着した状態
- 8) 意図的使用：特定の特性、外観、または品質をもたらすために継続的な含有が望ましい場合に、製品の製造時に意図して使用すること
直接の取引先だけでなく、サプライチェーン全体における意図的使用も含む
- 9) 不純物：天然素材中に含有され、精製過程で除去しきれない、または反応の過程で生じ、技術的に除去できない物質
- 10) 環境負荷物質：環境の保全上または人の健康維持に支障の原因となる恐れのある物質
- 11) ライフサイクル：製品・サービスの原材料調達、生産、流通、使用・維持管理、廃棄・リサイクルまでのすべての段階

お問い合わせ先

本件に関するお問い合わせは、下記にお願いします。

株式会社メイコー

品質保証本部 品質保証部

〒252-1104 神奈川県綾瀬市大上5-14-15

TEL：0467-76-6008

FAX：0467-76-8385

E-MAIL：GreenProcurement@meiko-elec.com

<http://www.meiko-elec.com/>